

厚生省「介護保険緊急即応窓口」に寄せられた
連絡等の状況（4月4日分）

- ① 受付時間は基本的に9時30分から18時。
- ② サービスが途切れるなど、緊急を要するトラブルに関する連絡はない。介護報酬関係の照会が大半。
- ③ 受付状況（19時30分現在）

	4 / 4	4 / 3	4 / 2	4 / 1
都道府県等	12件	9件	15件	20件
利用者	4件	7件	4件	14件
事業者等	11件	8件	4件	9件
合計	27件	24件	23件	43件

(別紙)

【都道府県等】

①ケアプラン関係（1件）

- ・ 短期入所の限度枠は、その期間に入院や施設入所すると減らされるのか。

②利用者負担関係（1件）

- ・ 医師が訪問して、健康管理、膝の水抜きを行った場合は居宅療養管理指導になるのか。

③介護報酬関係（10件）

- ・ 訪問看護ステーションが市町村に情報提供を行った場合、これまでは診療情報提供料が算定できたが、介護保険制度における訪問看護の場合はどうなるのか。
- ・ グループホームの入所者が入院した場合、入退院日については報酬の算定ができるか。
- ・ オムツ代に尿パッドや処理代は含まれるか。また、特定診療費において、言語療法に資格要件はあるのか。
- ・ 住宅改修に、現にある建材の処理代は含まれるか。
- ・ 入院中に福祉用具貸与を受けることは可能か。
- ・ 本人又は家族の希望により、訪問介護の2人付きを行うことは可能か。
- ・ 入院している要介護者に着替えを持って行くのを、訪問介護の家事援助として算定できるか。また、デイサービスで経管栄養した場合、食事加算が算定できるか。
- ・ 痴呆対応型共同生活介護を利用している方が入院した場合、入院期間中の報酬は支払われるのか。また、痴呆性老人のグループホームを平成12年3月31日現在利用している者で、要介護認定で「非該当」「要支援」となった者について、介護保険の給付対象になるのか。
- ・ ショートステイでの経管栄養について、高カロリー流動食の実費は算定できるか。また、デイの入浴で、シャワー浴、清拭については、入浴加算は算定できるか。

- ・ 長時間の訪問介護（例えば8時間とか）は、算定可能か。
- ・ 療養型の短期入所している場合に、医療上の必要性から他科を受診した際の初診療養は算定できるか。

【利用者】

①サービス内容関係（1件）

- ・ 家族3人で介護をしており、本人がサービスを受けることを望まないで家族介護を続けるつもりだが、何らかの支援はないのか。

②利用者負担関係（1件）

- ・ 訪問介護の利用者負担軽減（3%自己負担）の場合、どういう計算で本人負担を求めるのか教えてほしい。

③その他（2件）

- ・ ケアマネが過労で倒れてしまい、5月以降夫のケアプランを誰が作ってくれるのか不安である。
- ・ 消費税率を上げたのは福祉目的に使うためではなかったのか。介護保険料を重ねて徴収するのに納得いかない。

【事業者】

①ケアプラン関係（1件）

- ・ ショートの拡大措置及び振り替えの特例措置について教えて欲しい。

②サービス内容関係（1件）

- ・ 要介護者に訪問リハを行う場合、主治医から情報提供を受けて、別の医療機関のPT・OTが行うことは可能か。

③利用者負担関係（2件）

- ・ デイケアの創作活動の材料費を利用者から請求できるのか。
- ・ 特養の入所者が入院した場合、施設の職員が病院に行く経費として、利用料を徴収してもよいか。

④介護報酬関係（6件）

- ・ 老健に施設入所した者が、入所から2週間で家族の事情により退所した場合、ショートではなく、施設入所扱いとしてよいか。
- ・ 地域差について、利用者の住所地かそれとも事業所の所在地か。
- ・ 療養型の退院前後訪問指導加算の算定をするためには医師が居宅を訪問しないといけないか。また、退院時指導加算の算定要件にある「文書」とは。
- ・ デイサービスを償還払いで行う場合、送迎のみを現物給付できるか。
- ・ 基準該当事業者になると、介護報酬で定められている報酬の9割以上の報酬を得ることは可能か。
- ・ 入院患者から一律に利用料をとることはできないと聞いたが、例えば、1人1日シャンプー代100円を取ることは可能か。また、居宅療養管理指導について、主治医が同系列の居宅介護支援事業者に情報提供しても算定可能か。退院時指導加算についても同様か。

⑤その他（1件）

- ・ 特定施設入所者生活介護について、有料老人ホームで指定を受けるのは、ベッド毎か、それとも施設全体か。